

淵野辺駅南口周辺まちづくり事業に係る対応方針について

相模原市大規模事業評価実施要綱第10条の規定に基づき、次のとおり淵野辺駅南口周辺まちづくり事業に係る対応方針を定める。

令和7年1月10日

相模原市長 本村 賢太郎

- 1 淵野辺駅南口周辺まちづくり事業については、実施する。
- 2 各評価の視点(事業の必要性、妥当性、優先性、有効性及び経済性・効率性並びに環境・景観への配慮)ごとに、市民意見、相模原市大規模事業評価委員会からの答申等を踏まえ、事業を進める。
- 3 事業の実施に当たっては、次の事項に留意する。
 - (1) 民間活力の活用にあたっては、様々な手法があることから、より効果的な事業手法について、更なる検討を進める。
 - (2) 複合施設の整備にあたっては、市民ニーズに的確に対応するため、真に必要な施設規模を検討する。
 - (3) 鹿沼公園及び複合施設の利用者用駐車場の規模については、施設利用者アンケート等の結果に加え、駅に近接しているという立地条件や駐車場有料化による影響に鑑み、更なる精査に努める。
 - (4) 施設使用料などの収入見込については、複合施設の整備により、これまでと異なる施設利用が見込まれることから、更なる精査に努める。
 - (5) 本事業の実施にあたっては、鹿沼公園の環境改善や再生可能エネルギーの導入、良好な景観形成など、環境面でのプラスの効果を生み出していく。

以 上